

石川 県 公 共 事 業
景 観 形 成
ガ イ ド ラ イ ン



目 次

1	基本的事項	1
	(1) 目的	1
	(2) 位置づけ	1
	(3) 対象施設	2
	(4) 対象者	2
	(5) 活用時期	2
2	基本方針	3
	(1) 石川県景観形成基本方針	3
	(2) 公共事業の景観形成のコンセプト・基本方針	4
	(3) 地域特性の把握	5
3	各施設共通の整備指針	16
	(1) 共通の基本配慮事項	16
	(2) 共通要素の整備指針	20
	①路面 ②擁壁 ③護岸 ④防護柵 ⑤舗装 ⑥標識及び公共広告物 ⑦無電柱化 ⑧照明施設 ⑨緑化	
4	施設別の整備指針	31
	(1) 道路	31
	(2) 橋梁	37
	(3) 河川・水路	40
	(4) ダム	46
	(5) 砂防・治山	49
	(6) 港湾・漁港	51
	(7) 空港	54
	(8) 海岸	56
	(9) 公園・緑地	61
	(10) 公共建築物	64
	(11) 農地整備	70
	(12) 森林整備	74
	(13) 上下水道	76
	(14) 自然公園	78
	(15) 面的整備事業	81
5	運用方法	83
	(1) 運用の流れ	83
	(2) 記入シート	88
	参考資料	101
	■いしかわ景観総合条例（抜粋）	101
	■石川県公共事業景観形成指針	104
	■国の景観形成ガイドライン・指針等	107

● ガイドラインの使い方 ●

ガイドラインは、大きく下記の3つで構成している。

基本的事項・基本方針	整備指針（共通・施設別）	運用方法
ガイドラインの位置づけや公共施設整備にあたっての基本的な考え方、地域特性を読み解くためのヒントなどを示している。	公共施設をデザインする際に配慮すべき事項などを図や事例写真を使って、具体的に示している。	ガイドラインを適切に運用していくため、チェックシートの運用方法などを掲載している。

整備指針は項目ごとに、共通要素は「指針」「配慮事項」、施設別は「基本的考え方」「指針」「配慮事項」で構成している。

「指針」は「公共事業景観形成指針」の本文を記載しており、該当する要素や施設が含まれる場合は、この指針に適合して事業を行うものとする。

「基本的考え方」は、指針設定の背景や景観形成の方向性を示している。

「配慮事項」は、指針の内容を具体化するための配慮例を示しているものであり、事業によって、該当する項目について景観デザインの参考にするとともに、それぞれの事情にあった適切な方法で良好な景観形成に努めるものとする。

